

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令要旨

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、適用額及び適用額明細書の記載要領について、所要の整備を行う。（第二条、別記様式関係）
- 2 この省令は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。（附則第一条関係）